

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 30 年 1 月 26 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1700294 号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 1700211 号

第 1 結論

請求者の A 保育園（現在は、B 法人）における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成 6 年 3 月 26 日から同年 4 月 1 日に訂正し、同年 3 月の標準報酬月額を 14 万 2,000 円とすることが必要である。

平成 6 年 3 月 26 日から同年 4 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 6 年 3 月 26 日から同年 4 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 46 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 6 年 3 月 26 日から同年 4 月 1 日まで

A 保育園に平成 4 年から保母として勤務し、平成 6 年 3 月末日に退職したが、厚生年金保険の記録が同年 2 月までしかなく、同年 3 月の記録がない。当時、平成 6 年 3 月末日付けで退職する旨を申し出たところ、出勤を給与締切りの関係で 3 月 25 日までとするが、3 月末までは籍があり、その間、健康保険証も使用できるとの説明を受けた。源泉徴収票と在職証明書を提出するので、調査して記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者から提出された在職証明書、源泉徴収票及び事業主の回答により、請求者は平成 6 年 3 月 31 日まで A 保育園に勤務していたことが認められる。

また、事業主は、請求期間当時は当月分保険料を当月支払いの給与から控除していた旨陳述している上、厚生年金保険被保険者資格取得年月日が請求者と同一の平成 4 年 4 月 1 日である同僚が提出した同年 4 月支払い分給与明細書において厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、当該事業所では、当月分の社会保険料を当月支払い給与から控除していたことが認められる。

さらに、請求者から提出された平成 6 年分源泉徴収票の「社会保険料等の金額」は、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失時の標準報酬月額から試算される 3 か月分の社会保険料額

と概ね一致していることから、請求者は同年3月分厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA保育園に係るオンライン記録における平成6年2月の記録から、14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成6年3月26日から同年4月1日までの期間について、請求者に係る厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答している一方、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出したことを行っていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第1700307号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第1700213号

第1 結論

1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成20年4月1日、喪失年月日を同年9月1日に訂正し、同年4月から同年8月までの標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

平成20年4月1日から同年9月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成20年4月1日から同年9月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者のA社における平成20年4月から同年8月までの標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

平成20年4月から同年8月までの訂正後の標準報酬月額（上記1の厚生年金特例法に基づき認められた標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和63年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成20年4月1日から同年9月1日まで

請求期間において、A社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録がない。調査の上、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 B厚生年金基金から提出された加入員適用記録照会、C健康保険組合から提出された被保険者台帳、請求者に係る雇用保険の被保険者記録、事業主から提出された給与支給明細書及びタイムカード並びに事業主の回答及び陳述により、請求者が請求期間に当該事業所に勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請

求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成 20 年 4 月から同年 8 月までの標準報酬月額は、上記の給与支給明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、14 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 20 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の同年 4 月から同年 8 月までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 日本年金機構は、資格取得時の標準報酬月額は 15 万円が妥当である旨回答している上、事業主から提出された給与支給明細書により、請求期間において隨時改定に該当する賃金の変動は確認できないことから、平成 20 年 4 月から同年 8 月までの標準報酬月額については、上記 1 の訂正後の 14 万 2,000 円から 15 万円に訂正することが必要である。

なお、平成 20 年 4 月から同年 8 月までの訂正後の標準報酬月額（上記 1 により訂正された標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1700316 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 1700214 号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成3年8月31日から同年9月1日に訂正し、同年8月の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

平成3年8月31日から同年9月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録する必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和32年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成3年8月31日から同年9月1日まで

厚生年金保険の記録によると、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が、平成3年8月31日と記録されているが、同社には、同年8月31日まで勤務していたはずである。年金額に反映しなくとも、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成3年9月1日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された請求者に係る平成3年分給与所得の源泉徴収票(以下「源泉徴収票」という。)、雇用保険被保険者離職票-2(以下「雇用保険離職票」という。)、事業主から提出された請求者に係る退職金計算書、平成3年分退職所得の受給に関する申告書退職所得申告書及び雇用保険の記録により、請求者は、請求期間において、A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、C厚生年金基金代表清算人から提出された請求者に係る厚生年金基金加入員給与月額算定基礎届により、請求期間の標準報酬月額の算定の基礎となる月の報酬の平均額は、標準報酬月額24万円に相当する金額であることが確認できる上、雇用保険離職票により、請求期間において随時改定に該当する賃金の変動は確認できない。

一方、事業主は、請求期間当時の給与支払方法については、給与の締め日は毎月末日、給与の支払日は翌月25日であり、保険料控除方法については、翌月控除であると回答しているところ、源泉徴収票により確認できる社会保険料控除額(22万4,566円)について、請求期間当時の保険料に基づき検証したものの、請求期間に係る厚生年金保険料が控除されていないこと

が確認できる。

以上のことから、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、平成3年9月1日であると認められ、同年8月の標準報酬月額を24万円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1700284 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 1700212 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA病院における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 32 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 53 年 9 月 17 日から同年 10 月 1 日まで

私は、昭和 53 年 9 月 15 日まで勤務していた B 社を退職後、同年 9 月 17 日から A 病院に正社員として勤務を始めた。しかし、厚生年金保険の記録では被保険者資格の取得日が昭和 53 年 10 月 1 日とされているので、調査の上、請求期間に係る記録を訂正し、将来の年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の被保険者記録によると、請求者が請求期間において A 病院に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A 病院の請求期間当時の事業主は、当時の資料は廃棄した旨回答している上、事業主の妻も、自身が社会保険事務を担当していたが、請求者の雇用保険と厚生年金保険被保険者の資格取得年月日が異なっている事情については不明である旨陳述しており、請求期間に係る資格取得の届出及び給与からの厚生年金保険料控除の有無について確認することができない。

また、請求者が姓又は氏名を記憶する同僚及び請求者と同じく A 病院において厚生年金保険被保険者の資格取得年月日が昭和 53 年 10 月 1 日である者を含む複数の同僚に照会を行ったところ、回答の得られた者の中に給与明細書を保管している者はおらず、当該事業所における請求期間の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、C 市は、昭和 53 年の住民税課税資料について、保存年限が経過しているため確認できない旨陳述しており、請求者の請求期間に係る社会保険料額を確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金

保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。